

## **第7期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画（案） 説明**

それでは、案件1、第7期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画につきましてご説明申し上げます。

資料1をご覧ください。

第7期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画（案）に関するパブリックコメントの結果についてでございます。

本計画の策定の際に住民の方々からの意見及び情報を収集し、意見反映することを目的に、昨年12月15日から本年1月15日の間、パブリックコメントを実施いたしました。

その結果、6名の方から19件の貴重なご意見をいただきました。

1ページ目の1番の方からは、介護保険料の減免制度、地域包括支援センターの委託、2ページ目の住民説明会の開催について、2番の方からは、保険料、利用料負担及び国への要望並びに地域包括支援センターの体制充実について、3ページ目の3番の方からは介護職員の受動喫煙について、4番の方からは給食サービスの利用者減少の分析、4ページの福祉ふれあいバスの運行、地域包括支援センターの運営、5ページの認知症施策の充実、6ページの消費者行政との連携について、5番の方からは地域包括支援センターの運営、介護保険料のパブリックコメントについて、6番の方からは、要支

## **第7期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画（案） 説明**

援者の外出頻度の減少の分析、8ページの地域包括支援センターの運営、移送サービス、寝具水洗いサービス、安心ボトル、9ページの介護保険料・利用料の軽減策についてのご意見をいただきました。

多種多様なご意見をいただいたところですが、特に地域包括支援センターと介護保険料についてのご意見が多い結果となりました。これらのご意見を踏まえ、計画に反映できるものは追記をいたしております。

次に資料2をご覧ください。

計画案につきましては、前回の会議で、「1 第7期計画策定にあたって」の「1-1 計画策定の趣旨と背景」から「7-4 介護サービス事業量の推計」までを示させていただいたところですが、委員の皆様からのご意見、パブリックコメント、大阪府との事前協議での指摘事項などを反映させるとともに、わかりやすい計画とするために一部字句の修正や図表の挿入等を行いました。そのほかにも改善すべき点がございましたらご意見いただければと考えております。

なお、85ページまでの修正点につきましては、アンダーラインを引いておりますのでご確認いただきますようお願いいたします。

## **第7期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画（案） 説明**

それでは、85ページまでの主な修正点につきまして、説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

(4) 計画の進行管理でございます。

計画の進行管理について、町内関係各課をはじめ、各種団体等との連携について記載するとともに、PDCAサイクルに基づいた進捗状況の点検・評価等を行う旨の記載を行ったものでございます。

48ページをご覧ください。

ニーズ調査での「地域活動への参加意向」についてでございますが、前回会議でのご意見を受け、地域で活動している高齢者に対してのサポートについて記載を追加したものでございます。

58ページをご覧ください。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

ア 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実

(イ) 地域ケア会議の充実

に、生活支援コーディネーター等が把握している高齢者の生活支援のニーズの分析や共有化について記載を追加したものでございます。

## **第7期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画（案） 説明**

6 1 ページをご覧ください。

オ 権利擁護の推進の(イ) 成年後見制度等の利用促進及び消費者被害の防止ですが、パブリックコメントでいただいたご意見に基づき、表題及び本文に消費者被害の防止についての記載を追加したものでございます。

7 1 ページをご覧ください。

(オ) 苦情解決体制の充実についてですが、前回会議でのご意見を受け、よりわかりやすい表記に改めたものでございます。

7 2 ページをご覧ください。

カ) 介護給付適正化の取組についてですが、よりわかりやすいものとするため、それぞれの事業に対する取組事項を記載したものでございます。

7 5 ページをご覧ください。

(オ) 巡回訪問事業についてですが、

(内容が変わっているのでいきいきと調整して読み原稿を作る)

7 7 ページをご覧ください。

前回会議でのご意見を受け、地域で活動する高齢者の社会参加として、エ 高齢者の社会参加と生涯学習の支援、オ 地域における

## **第7期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画（案） 説明**

ボランティア活動の推進をそれぞれ追加したものでございます。

78ページをご覧ください。

6-3 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた目標でございます。

高齢者の自立支援・重度化防止等及び計画の推進に向け、数値目標を定めたものでございます。

なお、本項目は当初の予定では、5-4に記載する予定でしたが、本計画で定めた基本目標ごとに目標を定めたことから、計画構成上の観点から6-3で記載することといたしました。

修正、追加の主なものについては以上でございます。

続きまして、新たにお示しする86ページ以降の項目について、ご説明申し上げます。

86ページをご覧ください。

7-5 地域支援事業の事業量の推計でございます。

地域支援事業の事業量の見込みにあたっては、一般介護予防事業、包括的支援事業、任意事業については平成27年度、平成28年度及び平成29年9月までの事業実績をもとに推計するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業については、平成29年4月から平

## **第7期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画（案） 説明**

成29年9月までの利用実績及びこれまでの予防給付における訪問介護や通所介護の利用状況、高齢者人口の伸び等を勘案し、推計したものでございます。

87ページをご覧ください。

7-6 市町村特別給付でございます。市町村特別給付や上乘せサービスについては、第6期計画と同様、第一に介護保険法に定められた介護サービスを確実に整備することが重要であり、また保険料の引き上げにも直結することから引き続き慎重に検討することといたしております。

88ページをご覧ください。8 介護保険事業費の見込みでございます。本ページの(1) 介護予防給付費、89ページの(2) 介護給付費、90ページの(3) 地域支援事業費につきましては、給付費の見込みのとおりでございます。

92ページをご覧ください。

8-2 第1号被保険者の所得区分推計でございます。

介護保険料は、第6期と同様に合計12の所得段階区分とし、被保険者の能力に応じた、きめ細やかな保険料設定といたしております。

## **第7期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画（案） 説明**

なお、法改正に伴い基準所得金額の第7段階から第9段階の境界となる金額を変更しています。（190万円→200万円、290万円→300万円）。

次に、93ページ 9-3 第7期計画期間中における第1号被保険者の保険料見込みでございます。

介護保険の財源については、国・大阪府・島本町による公費と40歳以上のみなさんの保険料でまかなっており、そのうち65歳以上の方（第1号被保険者）が納める保険料は23%となっています。

保険料は保険者ごとに決められ、その市町村の被保険者が利用する介護保険サービスを反映した金額になりますが、介護保険料は、サービスの利用量が増加すれば保険料は上がり、利用量が減少すれば下がることとなります。

94ページをご覧ください。保険料は介護保険事業計画の見直しとともに見直されることとなっています。国の推計では、平成32年度では、全国平均6,771円、平成37年度では、全国平均8,165円となっています。

本町の第7期計画期間中保険料は、介護保険給付及び地域支援事業に係る費用等から月額5,450円となりました。

## **第7期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画（案） 説明**

保険料基準額が上昇する要因として、要介護認定者数の増加、第1号被保険者の保険料負担割合の引き上げ（22%⇒23%）などがありますが、特に本町におきましては、本年度に地域密着型特別養護老人ホームが開設したことにより、介護保険給付費の増加が見込まれるためです。

なお、次ページで介護保険料が決まるまでのプロセスを掲載しております。

96ページをご覧ください。

8-4 被保険者の負担軽減についてでございます。

第6期計画期間中でも実施しておりました、社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業、国による低所得者に対する保険料の軽減措置に加え、新たに町独自の保険料減免制度を創設いたします。

以上、簡単な説明となりましたが、第7期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画（案）の説明を終わらせていただきます。



### 2 その他

本日は貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。計画の審議について今回で最終となりますが、今後、大阪府との法定協議による修正や、その他の軽微な修正が必要になることも想定されます。

その際は、会長と協議させていただき修正等行ってまいりますので、ご理解願います。